

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年5月10日(2007.5.10)

【公開番号】特開2002-150474(P2002-150474A)

【公開日】平成14年5月24日(2002.5.24)

【出願番号】特願2000-345399(P2000-345399)

【国際特許分類】

G 08 G 1/005 (2006.01)

G 01 C 21/00 (2006.01)

【F I】

G 08 G 1/005

G 01 C 21/00 G

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

本体21には、各種の文字や記号などを入力するとき操作されるキーボード24、LCD(Liquid Crystal Display)26に表示されるポインタ(マウスカーソル)を移動させるときなどに操作されるポインティングデバイスとしてのタッチパット25、および電源スイッチ27がその上面に設けられている。また、ジョグダイヤル23、スロット28、IEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers)1394ポート101、およびメモリカードスロット115等が、本体21の側面に設けられている。なお、タッチパット25に代えて、ステイック式のポインティングデバイスを設けることも可能である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0064

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0064】

ブリッジ53は、例えば、インテル社製のAGP Host Bridge Controllerである400BXなどで構成されており、CPU51およびRAM(Random-Access Memory)54(いわゆる、メインメモリ)等のデータの伝送などを制御する。さらに、ブリッジ53は、AGP50を介して、ビデオコントローラ57とのデータの伝送を制御する。なお、このブリッジ53とブリッジ(いわゆる、サウスブリッジ(PCI-ISA Bridge))58とで、いわゆるチップセットが構成されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0080

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0080】

また、PCIバス56にはブリッジ58(いわゆる、サウスブリッジ)も接続されている。ブリッジ58は、例えば、インテル社製のPIIX4Eなどで構成されており、IDE(Integrated Drive Electronics)コントローラ/コンフィギュレーションレジスタ59、

タイマ回路 6 0 、 IDE インターフェース 6 1 、および USB (Universal Serial Bus) インターフェース 6 8 等を内蔵している。ブリッジ 5 8 は、 IDE バス 6 2 に接続されるデバイス、または ISA/EIO (Industry Standard Architecture / Extended Input Output) バス 6 3 若しくは I/O インターフェース 6 9 を介して接続されるデバイスの制御等、各種の I/O (Input / Output) を制御する。

【手続補正 4 】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 0 5】

Flash ROM 2 3 3 は、 EEPROM (Electrically Erasable Programmable Read-Only Memory) の一種であるフラッシュメモリで構成され、一般的には、 CPU 2 3 1 が使用するプログラムや演算用のパラメータのうちの基本的に固定のデータを格納する。 EDO DRAM 2 3 4 は、 CPU 2 3 1 の実行において使用するプログラムや、その実行において適宜変化するパラメータを格納する。

【手続補正 5 】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 1 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 1 3】

音声再生部 2 4 2 は、スピーカ、および音声のデータの復号回路などから構成され、予め記憶している音声のデータ、または インターネット を介して受信した音声のデータなどを復号して、再生し、音声を出力する。例えば、音声再生部 2 4 2 は、バッファ 2 4 1 を介して、 CPU 2 3 1 から供給された音声のデータを再生して、データに対応する音声を出力する。

【手続補正 6 】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 2 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 2 9】

メモリカード 2 は、例えば、本願出願人であるソニー株式会社によって開発されたフラッシュメモリカードの一種である、メモリースティック (商標) である。このメモリカード 2 は、縦 21.5 × 横 50 × 厚さ 2.8 [mm] の小型薄型形状のプラスチックケース内に電気的に書き換えや消去が可能な不揮発性メモリである EEPROM (Electrically Erasable and Programmable Read Only Memory) の一種であるフラッシュメモリ素子を格納したものであり、 10 ピン端子を介して画像や音声、音楽等の各種データの書き込み及び読み出しが可能となっている。

【手続補正 7 】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 4 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 4 3】

画像エンコーダ 3 3 4 は、 CCD カメラ 3 0 6 から供給された画像データを、例えば、 MPEG (Moving Picture Experts Group) 2 または MPEG 4 等の所定の符号化方式によって圧縮符号化することにより符号化画像データに変換し、これを多重分離部 3 3 8 に送出する。